

(3) 委員会別の成立した法律・条約等の要旨及び本会議における委員長報告（議案審議表付）

○内閣委員会

内閣提出法律案（四件）

番号	件名			院議先	月提出日	付委員託会	参議院
	衆	衆	衆				
18	3	2	1	衆	平成一、九	議委員決会	衆議院
恩給法等の一部を改正する法律案	国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案	昭和天皇の大喪の礼の行われる日を休日とする法律案	宮内庁法の一部を改正する法律案	"	"	"	"
大三	二二	二二	二二	元、平成一、九	議委員決会	付委員託会	衆議院
(予)	(予)	(予)	(予)	元、平成一、九	議本会決議	付委員託会	衆議院
可決大三〇	可決二四	可決二四	可決二四	可元、平成一、九	議委員決会	付委員託会	衆議院
可決大三	可決二五	可決二五	可決二五	可元、平成一、九	議本会決議	付委員託会	衆議院
二三	二一	二一	二一	元、平成一、九	議委員決会	付委員託会	衆議院
修正五正玉	可決二〇	可決二〇	可決二〇	可元、平成一、九	議本会決議	付委員託会	衆議院
修正六正九	可決二三	可決二三	可決二三	可元、平成一、九	議本会決議	付委員託会	衆議院
			公布・施行	元、二、一、十一		備考	

宮内庁法の一部を改正する法律案（閣法第一号）

要旨

本案の内容は、次のとおりである。

一、大行天皇崩御に伴い、皇后陛下が皇太后陛下となられたので、宮内庁に皇太后に関する事務をつかさどる皇太后宮職を新設し、同職の事務を掌理させるため、皇太后

宮大夫（特別職）を置く。

二、大行天皇の御喪儀関係事務等を整理させるため、侍従職に置かれる侍従次長を、当分の間、一人増員し、二人とする。

三、本法律は、公布の日から施行する。

委員長報告

ただいま議題となりました宮内庁法の一部を改正する法律案につきまして御報告申し上げます。

本法律案の内容は、大行天皇の崩御に伴いまして皇后陛下が皇太后陛下となられましたので、宮内庁に皇太后に関する事務をつかさどる皇太后宮職を新設し、同職の事務を掌理させるため皇太后宮大夫を置くとともに、大行天皇の

御喪儀関係事務等を整理させるため、侍従職に置かれる侍従長を、当分の間、一人増員し、二人とすることあります。

委員会におきましては、小渕内閣官房長官より趣旨説明を聴取し、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

昭和天皇の大喪の礼の行われる日を休日とする法律案（閣法第二号）

要旨

本案の内容は、次のとおりである。

一、昭和天皇の大喪の礼は、国の儀式として、平成元年二月二十四日に行われるが、この大喪の礼に際し、国民こぞって弔意を表すため、この日を休日とする。

二、本法律に規定する日は、休日を定める他の法令の規定の適用については、当該法令に定める休日とみなす。

三、本法律は、公布の日から施行する。

委員長報告

ただいま議題となりました二件の法律案につきまして、御報告申し上げます。

まず、昭和天皇の大喪の礼の行われる日を休日とする法律案は、昭和天皇の大喪の礼が国の儀式として平成元年二月二十四日に行われますが、この大喪の礼に際しまして、国民こぞって弔意を表するため、この日を休日としようとするものであります。

次に、国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案は、このたびの皇位繼承に伴いまして、天皇誕生日を十二月二十三日に改めますとともに、四月二十九日を新たに「みどりの日」として国民の祝日に加えようとするものであります。

委員会におきましては、両案について一括して質疑を行いましたが、その詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

質疑を終わり、採決の結果、両案はいずれも多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

国民の祝日にに関する法律の一部を改正する法律案（閣法第三号）

要旨

本案の内容は、次のとおりである。

一、国民の祝日である天皇誕生日を、この度の皇位繼承に伴い、十二月二十三日に改める。

二、「国民の祝日」、四月二十九日を新たに「みどりの日」として加え、自然に親しむとともにその恩恵に感謝し、豊かな心をはぐくむ日とする。

三、本法律は、公布の日から施行する。

委員長報告

上段参照

恩給法等の一部を改正する法律案（閣法第一八号）

要旨

本案は、最近の経済情勢等にかんがみ、恩給年額、各種恩給の最低保障額及び各種加算額等を引き上げることによ

り、恩給受給者に対する処遇の適正な充実を図ろうとするものであつて、その主な内容は、次のとおりである。

一、恩給年額の増額

昭和六十三年における公務員給与の改定、消費者物価の上昇その他の諸事情を総合勘案し恩給年額の計算の基礎となつてゐる仮定俸給年額を、平成元年四月から、一律二・〇二%引き上げる。

二、普通恩給等の最低保障額の引き上げ

普通恩給及び普通扶助料の最低保障額を、平成元年四月から、二・〇二%引き上げる。

三、寡婦加算の増額

普通扶助料に係る寡婦加算の年額を、他の公的年金における寡婦加算の年額との均衡を考慮して平成元年八月から、六十歳以上の妻及び子一人を有する妻については十二万六千三百円（現行十一万五千五百円）に、子二人以上を有する妻については二十二万一千百円（現行二十一万九千五百円）に、それぞれ引き上げる。

四、公務関係扶助料の最低保障額の引き上げ

公務扶助料、增加非公死扶助料及び特例扶助料の最低保障額を、平成元年四月から、二・〇二%引き上げる。

五、遺族加算の増額

公務関係扶助料に係る遺族加算の年額を、平成元年八月から、十万五千三百円（現行十万四百円）に引き上げる。

六、傷病恩給の基本年額の増額

増加恩給、傷病年金及び特例傷病恩給の基本年額を、平成元年四月から、二・〇二%引き上げる。

七、傷病恩給の扶養加給の年額の増額

傷病恩給の扶養加給の年額を、昭和六十三年の公務員の扶養手当の改善に準じ、平成元年四月から引き上げる。

八、傷病者遺族特別年金の増額

傷病者遺族特別年金の基本年額を、平成元年四月から、二・〇二%引き上げる。

また、傷病者遺族特別年金に係る遺族加算の年額を、同年八月から、六万円（現行五万七千円）に引き上げる。

九、本法律は、平成元年四月一日から施行する。ただし、普通扶助料に係る寡婦加算並びに公務関係扶助料及び傷病者遺族特別年金に係る遺族加算の改正規定は、平成元年八月一日から施行する。

なお、衆議院において施行期日等について所要の修正が

行われている。

委員長報告

ただいま議題となりました法律案につきまして、御報告申し上げます。

本法律案は、昭和六十三年における公務員給与の改定、消費者物価の上昇その他の諸事情を総合勘案して、恩給年額及び各種恩給の最低保障額を、本年四月から、一律に二・〇一%引き上げるとともに、遺族加算及び寡婦加算の年額を、本年八月から、それぞれ増額しようとするものであります。なお、衆議院におきまして施行期日について所要の修正が行われております。

委員会におきましては、恩給年額改定のあり方等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

質疑を終わり、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、六項目にわたる附帯決議を全会一致をもって行いました。

以上、御報告申し上げます。